

令和2年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会
会 議 錄

第2回（8月）定例会

8月14日開会～8月14日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

令和2年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	4
笹原恵子君	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	11
○報告第2号の上程、説明、質疑	11
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉会の宣告	17
○署名議員	18

令和2年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年8月14日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 一般質問
日程第6 報告第1号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について
日程第7 報告第2号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費精算報告について
日程第8 議案第11号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について
日程第9 議案第12号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 永 岡 康 司 君
3番 間 野 みどり 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小 野 登志子 君	副 管 理 者 菊 地 豊 君
会 計 管 理 者 城 所 章 正 君	事 務 局 長 望 月 昌 浩 君
計 画 係 長 浅 田 克 彦 君	

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆さん、おはようございます。これより令和2年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） 最初に、伊豆市議会選出の鈴木正人議員が、令和2年4月2日に伊豆市議会議員を辞職したことにより、組合議員の職を失ったため、4月27日開催の伊豆市議会4月臨時会で選挙を行った結果、新たに、永岡康司議員が組合議員に当選されましたことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番田中正男議員、1番波多野靖明議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び組合監査基準の策定につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本議会から当分の間、議員の議席間隔を広く取ることといたします。また、発言はマスク着用のまま、といたしますので、お願いいいたします。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山誠君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。ここにガードがございますので、マスクを取らせていただきます、すみません。令和2年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗について、でございます。2月定例会以降の状況につきましてご報告いたします。当事業につきましては、令和元年9月26日に着手し、令和元年度中は主として設計業務を進めてまいりました。その後、令和2年4月から造成工事に着手しており、皆様の目に見える形で、本格的に工事が始まっております。

造成工事に先立ち、2月24日に修善寺生きいきプラザにおきまして、周辺5区の住民の皆様方に対して工事説明会を開催し、工事概要、工程、工事期間中の安全対策、環境保全対策等についてご説明させていただきました。当該説明会の資料につきましては、組合ホームページに掲載しております。

また、3月16日には建設地において、起工式を執り行いました。当初、起工式につきましては、組合議員の皆様、周辺5区の区長様及び運営協議会会长様にもご出席いただく予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中、事業者及び組合事務局職員のみで執り行いましたことをご報告いたします。

次に、今後の工程についてご報告をさせていただきます。現在進めております造成工事につきましては、本年12月までを予定しております。本年10月から令和4年6月にかけて土木建築工事を実施いたします。令和3年4月から令和4年4月にかけては、土木建築工事と並行して、プラント工事を行い、令和3年12月から令和4年6月にかけて外構工事を行います。令和4年5月からは施設の試験運転を開始し、令和4年9月30日に完成となる予定であります。

7月末時点での工事進捗率は、全体の3.6%となっております。なお、現在、工事において新型コロナウイルス感染症の影響は発生しておらず、概ね計画通りの進捗率となっております。

次に、新ごみ処理施設整備・運営事業の受注者の名称変更についてご報告いたします。当事業受注の代表企業及び建設工事受注者であります荏原環境プラント株式会社において組織改編があり、受注者名称が「荏原環境プラント株式会社 東日本営業部」から「荏原環境プラント株式会社 営業本部」に変更され、2月18日付けで組合に変更届が提出されました。こちらにつきましては、契約の効力に影響するものではないため、変更契約は不要とされていることから、変更契約の議決も生じないことをご報告させていただきます。

冒頭に申し上げましたとおり、新ごみ処理施設整備・運営事業は、本年度から本格的に工事が始まっております。令和4年10月の稼働開始まで、長い工事期間となりますが、着実に事業を進めてまいります。

工事にあたっては、これまで地域住民の皆様に大変ご協力をいただきており、この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。とりわけ、工事現場周辺にお住いの皆様方には、ご迷惑やご不便をおかけしておりますが、できる限りの対策を取りながら工事を進めてまいりますので、引き続きご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。合わせまして、議員の皆様にも、引き続き、当事業に対するご理解とご協力をお願いいたします、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山誠君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（杉山誠君） 日程第5、一般質問を行います。今回は、1名の議員より、発言の通告がございました。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内でお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。これより質問を許します。

5番、 笹原恵子議員。

[5番 笹原恵子君登壇]

○5番（笹原恵子君） 5番、 笹原恵子です。皆さん、おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

昨年、令和元年10月12日の台風19号では大量の災害ごみが出て、各市町ではその処理に追われました。今年になってからは、新型コロナウイルス感染症により、世界中が生活のあらゆる部分において打撃を受けています。生活が以前とは大きく異なってきていて、考え方や生き方そのものにも影響を及ぼしています。

そのような中、国内では先月7月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。また、同月20日付の新聞には、リサイクル拡大のため、政府がプラごみ一括回収の方針を出したとの記事がありました。

それらを念頭に、順調に動き出した、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設に関して、以下の点について質問いたします。

1、両市の災害ごみ対応について。台風19号による両市の災害ごみ処理はどのように進んだのでしょうか。このうち、今後、同じような災害において新ごみ処理施設が対応できると思われるごみ量はどのくらいあると見込まれますか。また、新型コロナウイルス禍によるステイホームで増加したごみ量と、新ごみ処理施設の対応可能量はどのくらいですか。また、その処理上の問題点はありますか。

2、政府の「プラごみ一括回収」の影響について。伊豆市伊豆の国市の新ごみ処理施設は、いわゆるその他プラを燃焼することによって熱エネルギー回収をし、発電、稼働することになっています。容器包装とそれ以外のプラごみを一括回収するという政府の方針に関して、どのように捉えていますか。また、これにより新ごみ処理施設稼働に影響はありますか。

3、両市のごみ分別方法とごみ処理料金について。伊豆市と伊豆の国市では、ごみ分別収集方法やごみ処理料金体系がそれぞれ異なっていますが、ごみ処理施設が一つになることで、これらを統一する必要があるのではないかと思われます。現段階の見解はどのようにになっていますか。以上です。

○議長（杉山誠君） ただいまの笹原議員の質問に対し答弁を願います。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 笹原議員のご質問にお答えします。初めに1、両市の災害ごみ対応について、でございます。ご承知のとおり昨年の台風19号では大きな被害が発生しました。伊豆の国市では、市の施設での処理と、外部委託による処理とを合わせ、800トンに上る災害廃棄物の処理を行い、うち約140トンの一般可燃物を市の焼却場で処理い

たしました。また、伊豆市では約4トンの災害廃棄物のうち、約2.5トンの可燃混合物について土肥戸田衛生センターでの処理を行ったということを確認しております。

新ごみ処理施設におきましては、年間3,310トンの災害廃棄物処理を見込んで施設規模を設定しております。

続きまして、新型コロナウイルスによるステイホーム期間のごみ処理について、でございます。他自治体における、持込みごみの急増の様子などが報道されておりましたが、構成市へ確認したところ、2市とも、緊急事態宣言中、持込み件数の増加があったものの、ごみ量の大幅な増加はなかった、ということでございました。

新ごみ処理施設においては、計画ごみ量、年間2万1,293トンのうち、年間1万2,563トンを家庭系のごみとして計上しております。また、要求水準書において、ごみピットの容量を4,380m³以上と規定しており、一般的なごみ量の増減にも対応できるため、現状、問題点はないものと考えております。

次に2、政府の「プラごみ一括回収」の影響について、でございます。プラスチックごみ全般をプラスチック資源として一括回収する方針、という国での議論は承知しておりますが、詳細については今後検討されるものと思われます。新施設では、その他プラスチックごみについて、焼却及び熱回収をすることに決定しておりますが、今後の法整備等により構成市での収集方法が変更となるような場合は、新施設での受け入れ方法も改めて協議することになると考えております。

次に3、両市のごみ分別方法とごみ処理料金について、でございます。ごみの分別方法や、ごみ処理手数料につきましては、2市それぞれに規定されているところであります。組合管理者として、そのことについて言及する立場にはないと考えております。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） それでは順次、再質問をさせていただきます。まず、一つ目の、両市の災害ごみ対応についてです。阪神淡路大震災、東日本大震災の時の処分状況を見ると、大部分を産廃業者に依頼し、他府県へ搬送することによって焼却処分されたとのことです。災害の種類や規模にもよりますが、浸水、土砂崩れなどにより、道路の寸断、橋の落下など、搬送手段にも想定外の事態が発生することは、十分考えられます。このような時に、自分のまちで処分可能な災害廃棄物の割合が多ければ、これはかなり安心であり、道路を含む様々な復旧作業の進捗にも大きな貢献となるであろうことは、容易に想像できます。これまででは、県外の外部施設に、自動車、船舶などによる運搬料、その他手数料を含め、多額の出費をしていたものが、これからは自分のところで処理できるようになると、これは大きな安心でもあり、経済的なことでもあります。例えば、布団、畳、木質系ごみ、廃プラスチックなど、これらは自前処理が可能になりますが、伊豆の国市でいえば、この台風19号により発生した災害ごみのうち、これらの合計は約430トンであります。先ほど答弁の中にあった、一般可燃ごみ140トン、そして伊豆市の分の4トンを加えると、合計では約570トン強となります。新ごみ処理施設では年間で3,310トンの処理が可能とのことでありますので、単純にイメージを捉えますと、台風19号で出た災害ごみの5倍から6倍が処理可能になる、ということでよろしいのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 廃棄物処理施設組合事務局長の望月です。ただいまの笹原議

員のご質問にお答えします。新ごみ処理施設の災害ごみの処理量ですけれど、年間3,310トンでございまして、笹原議員によりますと、5倍くらい処理ができるということありますので。3,310トン、年間ですね、これを見込んで施設規模を定めております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 災害の種類により、水分含有量などが異なるので、一概には言えませんが、例えば台風19号により両市で発生した災害ごみを処理するとしたら、何日くらいを要すると考えられますか。そして、それに通常ごみを合わせると、どのくらいかかると想定されますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。 事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。 年間3,310トンで、年間稼働率を300日として計算しますと、1日当たり11トンの災害廃棄物を処理できるという計算になっております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 大体、11日くらいで処理が可能ということあります。 台風19号での被害による外部委託料というのは結構かかったと思いますが、新施設においては、この委託料をどの程度軽減できると想定されますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。 事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問ですけれど、災害廃棄物の、産廃業者で処理したものは、ちょっと今、手元に資料がないのですけれど。可燃ごみ、新ごみ処理施設で対応可能なごみについては、当然処分できるのですけれど。今、2万1,293トンの計画ごみ量で、施設を計画しております。そこから換算しますと、大体、1トン当たり1万8,603円ですね、新ごみ処理施設では。 災害ごみの処理、昨年の台風19号でどれくらいの処理経費がかかったかというのは把握しておりませんけれど、新ごみ処理施設については、今の計画ごみ量から算出した経費でいいとすると、トン当たり1万8,603円ということになっております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 1万8,603円トン当たり、ということで、いいです、承知いたしました。 災害時に発生するごみ量は災害の種類やその大きさに左右され、机上では計りかねますが、だからこそ、きちんとした処理のできる施設の稼働が非常に重要であるとの認識を新たにしました。 計画段階では、数字で色々出ていますが、具体的に災害があった時に、どのような形で、どういう進め方なのか、など、テレビでのごみの仮置き場の映像などを見る以外に、市民がイメージを持つことは、なかなか困難であります。特に日常のごみ処理ではなく、災害時のごみ処理については、難しいと思います。 私たちは、たまたまこの台風の被害を被ったということで、その捉え方が少しほは具体的になったのではないかと思われます。これを契機にして、各構成市で、災害ごみを含めたごみ処理について、しっかりと考え方を持つべきだと思います。

次に2番の、政府の「プラスチックごみ一括回収」の影響について。 環境省、経済産業省は、家庭から出るプラスチックごみをプラスチック資源として一括回収する、新たな分別区分を設ける、との方針を示しました。 これは2022年度以降の開始を目指し、来年3月までに検討することです。 先ほどの答弁には、収集方法が変更になった場合、受入れ態勢も変更になる、というふうな形でおっしゃいましたけれど、これは、具体的にはどのようなことでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。新聞報道によりますと、現在回収していますプラスチック類の、容器包装ですね。これともう一つはプラスチック資源という項目で、今度、一括して回収しようというような記事が新聞に載っていたわけです。ただ、それはまだ、回収して、その処理のほうの段階までは、新聞記事では述べられていませんでした。このプラスチック問題については、国のほうでも、プラスチック資源循環戦略というのを、昨年5月に計画、1府8省ですね、で作成しておりまして、その中で、廃プラスチック類のリサイクル、あるいは熱回収を含めて、色々な目標値を掲げておりますけれど、できるだけリサイクルを進めていこうということがあります。ただ現段階では、プラスチックというのは、ビンとかガラス、金属と違って、回収、再生の仕方が非常に複雑でございます。プラスチックでいいますと、色々な種類がありますので、その種類によっては、熱回収がいいのか、あるいはマテリアルがいいのか、というふうに分かれます。プラスチックというのは、素材が複雑なところもありますので、その辺はまだ国でも検討がなされませんので、今後の動きに注視ていきたいと思っております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） この新施設は熱回収をして発電に利用するという施設の様式、サーマルリサイクルが基本になっておりますけれど、このことに影響はあり得るのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの質問でございますが、新ごみ処理施設は、プラスチックごみの、伊豆市でいうとプラスチック製品、伊豆の国市でいうとその他プラスチックという区分のごみを燃やすことになっています。なぜ燃やすかといいますと、プラスチックそのものの素材が熱を発生しやすいということと、今度の施設はその熱を利用して発電をする、というようなことも相まって、熱量、高カロリーのごみも一緒に燃やせるということでございます。今の笹原議員のご指摘のとおり、サーマルリサイクルというのは、確かにリサイクルとつくのですけれど、国では、循環型社会形成基本法の中では、ごみの処理の階層というのがございます。順位がありまして、一番最初がリデュースですね、3Rのリデュース。次がリユース。3つ目のRがリサイクル。その下に、熱処理という中でサーマル、熱回収というのがあります。もう一つの熱処理で、熱回収もしない処理。最後は埋め立て。こういう階層で処理をすることで法律になっているのですけれど。サーマルリサイクルというのはリサイクルにあたらないか、というのは、欧米などでは、素材として原材料として元に還すのをリサイクルというような考え方があって、同じ素材を再利用できれば循環、という考えです。熱はその物質の持つ最終的なエネルギーということですので、最終形態のエネルギーを回収するということになりますと、素材として循環できない、という考えではないかと思うのですね。それで欧米では、サーマルリサイクルというのはリサイクルに含めていないという考えがあるわけです。ただし、実際、プラスチック循環利用協会というところの2018年の資料に基づきますと、プラスチック類のリサイクルの内訳は、マテリアルが28%、ケミカルが5%、サーマルが67%ですね。リサイクルの内訳を見ましても、ケミカルとサーマルが7割以上を占めますので、国が示す階層がある処理の方法と、実際とは、先ほど言いましたプラスチックの素材的な特性もあって、少しずれが出ているというのが現実だと

いうふうに私は認識しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） どちらにしても、国の方針がはつきりとされるまでは、動きようがない、その方針を示しようがない、というのは確かであります。 その辺の情報は、しっかりと取り入れていただきたいと思います。

3番、両市のごみ分別方法とごみ処理料金について伺います。 現在は自治体間の連携が以前よりも重要視されてきています。 伊豆市、伊豆の国市は、互いに交流も多く、共同で運営される事業もあります。 そのような中、同じ施設を使用するというのに、手数料の違いが大きいことに疑問を持つ市民がいても当然のことです。 この方々に対して、どのように説明をしていくのか。 実は、私のこの内容的一般質問については、ここは組合議会であり、それぞれの市町で決める事だから、この場で質問することは妥当ではないかもしれません。 しかし、両市民に、共にこの問題について考えてもらうよい機会であり、これから組合の事業運営上、少なからず影響がある問題だと思っております。 市民の中には、両市のごみ処理施設が一つになるから、手数料や集め方も同じになる、と思っている方も多いようです。 具体的に申しますと、伊豆市は燃えるごみの袋450用で1枚30円、これに生産コストと処理料が含まれます。 つまり、受益者負担の考え方です。 これに対し、伊豆の国市は、10枚で90円なので、1枚9円となります。 これはほぼ印刷費であり、運搬費と処理費などについては税金で、一般会計からの負担です。 プラスチックごみについても、伊豆市は、各所に置かれたネットにペットボトルやプラ容器を分別して入れる。 伊豆の国市は、450用1枚8円の袋にプラ容器包装を入れて指定日に出す。 このように、代金、収集方法ともに大きな違いがあります。 これらを市民目線で見ると、組合の事業運営上、また維持管理の面から、手数料や収集方法など、統一する方が便利な気がいたします。 これらを統一せずに施設を稼働する時、維持管理や運営上の不都合や問題点などはあるのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。 事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。 ご質問内容は、ごみ処理料金が統一されない今まで、今後の新施設の運営上支障があるか、ということだと思います。 新施設の運営は、構成市2市の負担金で賄っておりまして、負担金をいただける、構成市にとってはその財源として、ごみ処理手数料が位置付けられていると思います。 それが、今現在ですと、伊豆市さんの方が、ごみ処理手数料が少し高いといいますか、伊豆の国市に比べては高いということです。 組合からしますと、その負担金の財源をどこから持ってくるかということですので、特に、そのごみ処理料金の統一という件に関しては、組合では、支障はないわけでございます。 運営上も、これは燃やしているごみの量に応じた負担金をいただく、均等割とごみ量割ですね、ごみの実績に基づいていたくことになりますので。 その負担金についてのみが、組合は関知しているといいますか、範囲でございます。 その手数料、構成市の財源、税で賄うのか手数料で賄うのか、その辺については、組合では関知していないところでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） ということは、統一されない、それぞれの構成市のやり方、手数料で、何ら問題はないとのことでよろしいかと思います。 それで、組合に、今おっしゃったように、各構成市から負担金を出して整備、運営していくわけですから。 今おっしゃった事業運営に関して、この負担金の財源として、各市、そのごみの処理料、手

数料ですね、それはどのように貢献しているのでしょうか。財源にその手数料がどのように反映されているのか、ということを伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの質問は、手数料が組合の財源である負担金にどう影響しているか、ということですか。先ほど申し上げたとおり、負担金というのは、均等割とごみ量割、その二つの要素で按分して貰っているのですけれど。一つ例を挙げますと、今、新ごみ処理施設は建設中でございます。その際に議論があつた中で、建設費に合併特例債を使用するのか、一般廃棄物事業債を使用するのか、ということが議論されました。組合の建設費、建設にあたっては、事業費ということで負担金を充てるのですけれど、その負担金の財源をどういうふうに捻出するかというのは、構成市の考え方でありますので、合併特例債でもかまいませんし、一般廃棄物事業債でもかまいませんし、その辺は組合としては、構成市がどういう事業債を使うのかというの構成市の判断ですので、組合としては先ほどの繰り返しになるのですけれど、その負担金についての財源の中身については聞えないということでございます。

○副管理者（菊地豊君） ちょっと整理していいですか。

○議長（杉山誠君） 副管理者。

○副管理者（菊地豊君） すみません、ちょっと整理をさせてください。誤解のないように。今、伊豆市と伊豆の国市は、ごみ袋は出す方に負担していただいている。これはいいですよね。8円か9円か、それぞれ、それは出す人に負担していただいている。それで焼却のところですね、ごみ焼却施設の運営は一部事務組合で一緒にやりましょうと、ここは合同事業になっているわけですね。一部事務組合の組み方によつては、回収も組合でする場合があるわけですね。私は当時いなかつたので確認はしていないのですが、昔、天城湯ヶ島町、修善寺町、中伊豆町はごみ焼却場と一緒にやって、確か回収も一緒にやっていたのだと思います。そういう場合もあるけれど、今回の場合には、回収はそれそれで、焼却の事業を一緒にやっているわけです。ですから、将来、回収まで一緒にやりましょうということであればまた変わってきますし。今、焼却事業は一緒にやっている。その上で、伊豆市と伊豆の国市の違いは、その処理の、ごみ袋以外の手数料のところ、回収と焼却事業のところを、伊豆の国市さんは全体で見ましょう、という形。伊豆市は、出す分量に応じて、1個なら1個、100個なら100個、それぞれ負担していただきましょうと、ここは考え方の違いなので。これをもし、伊豆市、伊豆の国市で同じ考え方にしてしまうということになれば、そうなるでしょうし。ここで勘違いしていただきたくないのは、手数料が違うというよりも、手数料のかけ方の、考え方の違い、というところはご理解いただいた方が、組合事業において誤解がなくなるのではないかと、このように考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） わかりやすい説明をいただきました。今回のこの質問を通して、手数料そのものに対する捉え方、そして今おっしゃったように財源など、そもそも異なっているということがよくわかりました。このあたりをしっかりと市民に周知していく必要があると感じております。

最後です。2年後に控えた新ごみ処理場稼働とその事業運営に関して、管理者、副管理者に、運営に関しての部分で、おっしゃっていただけることができれば、ありがとうございます。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） お答えします。笹原議員のご質問に関しましては、これはごみ全体の問題として捉えておられるのではないか。ですから、色々な、これから運営を進めていく上の参考意見として、いただきたいと思っております。一つのご要望として捉えさせていただき、努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（杉山誠君） 副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 副管理者であり、かつ、伊豆市長の立場で、この事業について申し上げますと、スタートはごみ焼却の一組で今、始まりつつあります。去年の、ある全国市長会の勉強会で、学識の先生から、このパターンは全国で多いのですけれど、本当は廃棄物処理全体について、もう少し広範に広域事業化したほうがいいのではないかというご意見もありました。それは今すぐに、それでスタートするのではなくて、将来、30年くらいこの事業と一緒にやるでしょうから、その中で廃棄物全体の処理が広域化できるものがあれば、私は、それはそれで一つ有力な選択肢だと思います。さらにもう一つ申し上げたいことは、先ほどご指摘がありました、プラスチックですね。これはもうご承知のとおり、世界中で問題になっているわけです。かなり先進国でも、埋め立て処理してきたところが多いのですけれど、やはり地球環境に良くない。そこで、きれいに、論理的に、分別してリサイクル、リユースできればいいのですが、世の中なかなか、人間はそうなっていなくて、ものすごい量が投棄されているのです。ものすごい量です。たった1時間自転車に乗っただけでも、どれほど集めるか。これは狩野川の、伊豆市が最上流、そしてその次が伊豆の国市さん。伊豆市と伊豆の国市が、行政が、全市民8万人の市民が協力をして、何としてもこの、伊豆市、伊豆の国市の上流部でのプラスチックを狩野川に流さない。拾って、燃やしても、地球を守る、狩野川を守る、駿河湾を守る。私はそういった事業にとって、この新しいごみ焼却施設というものを、そのきっかけとして捉えて、美しい伊豆を、伊豆の国市、伊豆市のイニシアチブで進めていきましょう、と、そんな事業に是非していきたいと考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 両市のトップに、そして管理者、副管理者に答弁いただきました。新ごみ処理施設が建設されるという、この数十年に一度の、この機会に、私は廃棄物組合議員として、非常に色々勉強させていただきました。これからは、今言ったように、プラスチックの問題とか、大変、世界的に問題になっております。これらのごみの減量を視野に入れ、各構成市が長期的視野に立ち、全体を見据えて、安定した維持管理に向けての闘争がなされることを望みます。以上で一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、5番、笹原恵子議員の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） それではここで、議事の都合により10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、先ほどの一般質問の答弁に関して、訂正の申し出がありますので、これを許可します。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 先ほどの笹原議員の一般質問の中で、私が、災害ごみの、新ごみ処理施設で計画している、年間3,310トンを300日稼働で割ると11トン、1日当たり11トンと申し上げました。やり取りの中での笹原議員の、574トンという災害ごみに対して、それを1日当たりの11トンで割りますと、答えとしては52日、ということありますので、52日間ということで訂正させていただきます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（杉山誠君） 日程第6、報告第1号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 報告第1号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の繰越額を報告するものであります。詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。こちらは令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算繰越明許費の繰越計算書となります。

3件ございますが、いずれも、3款衛生費1項清掃費の新施設整備事業でございます。内容としましては、上から、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料331万円、新ごみ処理施設整備に伴う配水管布設工事53万6,000円、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事1億7,787万6,000円でございます。

3件とも、令和2年2月6日に議決いただきました、令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）において設定された繰越明許費でございまして、設定額と同額を令和2年度に繰越すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（杉山誠君） 日程第7、報告第2号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費精算報告について」を、議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 報告第2号につきましては、継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものであります。詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、報告第2号の説明をさせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。こちらは令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計継続費精算報告書でございます。

3款衛生費、1項清掃費の新施設整備事業、事業者選定アドバイザリー業務委託料でございます。こちらは、平成29年度から令和元年度の3か年の継続事業で実施してまいりましたが、当該事業の特定財源である国県支出金につきまして、国の循環型社会形成推進交付金の年度間調整によりまして、平成28年度に205万3,000円の交付がございました。よって、精算報告書に合わせて記載しております。

年度ごとに見ていきますと、平成29年度につきましては、全体計画における年割額2,279万9,000円、実績での支出済額は0円、実績での特定財源の国県支出金は国の循環型社会形成推進交付金834万3,000円、比較の欄にあります年割額と支出済額との差はマイナス2,279万9,000円となっております。

平成30年度につきましては、全体計画における年割額1,515万8,000円、実績での支出済額2,474万6,000円、比較の欄にあります年割額と支出済額の差は958万8,000円となっております。

令和元年度につきましては、平成30年度補正予算（第4回）におきまして事業期間の延長のみを行ったため、全体計画における年割額は0円となっております。実績での支出済額644万4,000円、事業期間の延長により、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象外となった分の返還金が発生したため、特定財源、国県支出金がマイナス214万8,000円、比較の欄にあります年割額と支出済額の差は644万4,000円となっております。

全体としましては、一番下の計の行になりますけれど、全体計画の合計3,795万7,000円に対しまして、実績での支出済額3,119万円、特定財源の国県支出金824万8,000円、一般財源2,294万2,000円、執行残額は676万7,000円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（杉山誠君） 8番、田中正男議員。

○8番（田中正男君） 8番、田中です。今、継続費の精算報告書ということで、年度が終了したので、ということで報告がありましたけれど。全体計画と実績の差額が出てるわけですけれど、これは、どのような理由で差額が出てるのか。先ほど、事務局長は最後に「執行残」と言いましたけれど、これは残りがあるのかどうか。全て完了というふうに私はとったのですが、まだ残りを出す、支出する予定があるのかどうか、それについて伺います。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの質問の、まず1点目が、支出済額の、全体計画と実績との差額でございます。これは、3,795万7,000円に対して、実績が3,119万円と、これは請負比率でございます。その差額でございます。もう1点のご質問の、執行残額676万7,000円というのは、特にこの後何かやるというわけではなくて、単純に執行した残りの金額ということでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。8番、田中正男議員。

○8番（田中正男君） この残について、676万7,000円については、これはどういうふう

に処理されるのでしょうか。今後、それをまた2市に戻すのか、組合の予算として残るのか、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） こちらについては、決算剰余金ということで、それぞれの構成市に精算金として返還します。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。

○8番（田中正男君） 結構です。

○議長（杉山誠君） 他に、質疑はありますか。

それではこれで質疑を終結いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第8、議案第11号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 議案第11号でございます。本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の決算について、監査委員の意見を付けまして、議会の認定をお願いするものであります。

令和元年度に実施した主な事業といたしましては、新ごみ処理施設事業者選定アドバイザリー業務、新ごみ処理施設設計・施工監理業務、新ごみ処理施設整備技術支援業務、配水管布設工事に伴う設計業務等がございます。決算の詳細については、事務局長に説明をさせます。以上です。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第11号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について」、内容の説明をさせていただきます。

表紙に「令和元年度 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 岁入歳出決算書」と記載してございます冊子の6ページをお開き願います。決算書の6ページ、令和元年度組合会計の歳入総額ということで2億7,741万1,202円、歳出総額としまして8,611万9,455円となりまして、歳入歳出差引額は、1億9,129万1,747円となりました。

ページを戻っていただきまして、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の歳入でございます。1款1項負担金から3款1項繰越金までの合計で、予算現額2億7,740万5,815円に対しまして、調定額2億7,741万1,202円、収入済額も同額で2億7,741万1,202円となりました。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項議会費から4款1項予備費までの合計で、予算現額2億7,740万5,815円に対しまして、支出済額8,611万9,455円、翌年度繰越額1億8,172万2,000円、不用額956万4,360円となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。決算書附属書類の、歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目構成市負担金につきましては、2市からの負担金でございます。当組合の会計は、雑入等の諸収入を除きまして、2市からの負担金で賄っております。負担金の計算方法は、総額の50%を均等割、残りの50%を計画ごみ量割としまして、令和元年度は平成30年2月策定の計画処理量により按分しております。

ます。備考欄にありますとおり、負担金の額につきましては、伊豆市分が1億1,385万4,155円、伊豆の国市分が1億4,014万2,845円となりました。

続いて、2款諸収入のうち、1項1目雑入につきましては、情報開示請求に伴うコピー料、その下の、2項1目預金利子につきましては、指定金融機関担保金の利子でございまして、合計7,658円でございました。

3款繰越金につきましては、備考欄に記載のとおり、平成30年度からの繰越金が1,019万5,729円、継続費の事業者選定アドバイザリー業務委託料に係る遅次繰越金が1,321万815円で、合計2,340万6,544円でございました。

以上、歳入合計で収入済額2億7,741万1,202円でございました。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳出でございます。1款1項1目議会費につきましては、予算現額48万6,000円に対しまして、支出済額33万5,224円、不用額15万776円で、執行率が68.98%でございました。こちらの支出につきましては、組合議会運営事業ということで、議会の開催と運営を行うための費用でございます。

次に、2款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、当初予算額4,433万3,000円に補正予算で1,084万3,000円の増額及び予備費から43万7,000円を充用した、予算現額5,561万3,000円に対しまして、支出済額5,552万5,501円、不用額8万7,499円で、執行率99.84%でございました。こちらの支出につきましては、主に組合職員の人事費負担金、顧問弁護士委託料、組合事務所借上料及びパソコン等の機器の借上げに係る費用、過年度構成市負担金精算金等がございました。

次に、2項監査委員費、1目監査委員費につきましては、予算現額23万4,000円に対しまして、支出済額19万1,603円、不用額4万2,397円で、執行率81.88%でございました。こちらの支出につきましては、監査委員運営事業ということで、地方自治法に基づく監査の実施に伴うものでございます。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目清掃総務費につきましては、当初予算2億694万7,000円に補正予算で64万8,000円の減額、前年度からの遅次繰越額1,321万815円及び予備費から49万円を充用しました、予算現額2億1,999万9,815円対しまして、支出済額3,006万7,127円、翌年度繰越明許費1億8,172万2,000円、不用額821万688円で、執行率13.67%でございました。こちらの支出は、新施設整備事業ということで、新ごみ処理施設建設に伴う事業に係る費用でございます。

令和元年度の主な事業としましては、継続費の事業者選定アドバイザリー業務、新ごみ処理施設設計・施工監理業務、新ごみ処理施設整備技術支援業務、配水管布設工事に伴う設計業務等を実施しております。

なお、継続費の事業者選定アドバイザリー業務につきましては、先ほど、報告第2号継続費精算報告書の説明の際にも申し上げましたとおり、当初は平成29年度及び30年度の2か年度の計画でございましたが、事業費の見直し等により令和元年度に延長して実施してまいりました。これに伴いまして、令和元年度に繰越した事業費相当分が補助対象外となりまして、循環型社会形成推進交付金を一部返還しております。

また、繰越明許費1億8,172万2,000円につきましては、先ほど、報告第1号の繰越計算書の説明で申し上げましたとおりでございます。伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事につきましては、令和元年9月26日に着工しておりますが、令和元年度は設計業務を実施しておりますが、工事出来高がないため支出額としては0円となっております。

よって、予算額全額を令和2年度に繰越しております。

4款1項1目予備費につきましては、49万円を新施設整備事業へ、43万7,000円を総務一般管理事業へ充当しております。

以上、歳出合計で支出済額8,611万9,455円、繰越明許費繰越額1億8,172万2,000円、不要額956万4,360円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億7,741万1,000円、歳出総額8,611万9,000円、歳入歳出差引額1億9,129万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額が1億8,172万2,000円でありますので、実質収支額としましては957万円になります。

続いて、16ページをお願いいたします。16ページは財産にする調書でございます。1の公有財産のうち、最初に(1)の行政財産の土地及び建物につきましては、前年度末と変更ございません。こちらにつきましては、平成27年度に取得しました施設の建設用地でございます。その下の(2)土地及び建物、普通財産、その下の(3)山林、その後の(4)物件の取得はございません。

続いて、18ページをお願いします。(5)有価証券、(6)出資金及び出捐金につきましてもございません。2の物品につきましては庁用車1台であります。前年度末と変更ございません。3の債権、4の基金についてはございません。

なお、地方自治法第233条第5項に定める、主要な施策の成果を説明する書類としての「事業別決算概要報告書(令和元年度)」につきましては別添のとおりでございます。

以上で、令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の説明とさせていただきます。

○議長(杉山誠君) 説明が終わりました。ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。笹原監査委員。

[監査委員 笹原恵子君登壇]

○監査委員(笹原恵子君) 議員選出の監査委員、笹原です。議案第11号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」、審査を実施した結果と意見を述べさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。去る6月25日、伊豆市役所中伊豆支所3階第5会議室において、令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算審査を実施いたしました。歳入歳出決算書及びその他関係書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も適正であると認められました。審査を実施した結果、監査委員として、審査意見を述べさせていただきましたので、申し上げます。

まず1点目は、「組合予算の適正な執行について」でございます。今後も地方自治法に規定されているとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な予算執行をお願いいたします。とりわけ工事期間中は予算規模が大きくなるため、工事費の適切な執行管理に留意してください。

2点目は、「新施設整備事業について」でございます。令和元年9月の契約により、新ごみ処理施設の整備事業が本格的にスタートしました。施工にあたり、別途、施工監理業務及び技術支援業務を委託しています。施工事業者、施工監理事業者及び技術支援の専門家と緊密に連携し、令和4年9月末の完成に向け、安全に着実に事業が進捗するよう、最大限努めてください。長期間の工事となるため、周辺環境、近隣住民等への配慮

を十分行うようお願いいいたします。

3点目は、「市民への情報提供について」でございます。これまで、市民への情報提供として、「新ごみ処理施設建設設計画」が配布されてきました。今後も市民に対して、工事進捗等の情報を随時発信することに、積極的に取組んでいただくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第11号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第9、議案第12号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第12号、補正予算でございます。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の総額に歳入歳出それぞれ956万9,000円を追加し、予算総額を10億9,456万9,000円とするものであります。詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求める事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第12号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」の内容の説明をさせていただきます。

議案書の別冊になります。表紙の右上に「別冊」と記載してございます冊子の、1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、第1条第1項にございますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ956万9,000円を追加しまして、予算総額を10億9,456万9,000円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。2ページの歳入でございます。補正額としましては、4款繰越金、1項繰越金が956万9,000円の増額となりまして、歳入合計は補正前の額10億8,500万円に補正額956万9,000円を追加しまして10億9,456万9,000円とするものでございます。

続いて3ページになります。歳出でございます。補正額につきましては、2款総務費1項総務管理費が956万9,000円の増額となりまして、歳出合計は補正前の額10億8,500万

円に補正額956万9,000円を追加しまして10億9,456万9,000円とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、次の4ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になります。もう1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金956万9,000円の増額につきましては、令和元年度決算で生じた歳入歳出差引額1億9,129万1,747円から、繰越明許費繰越額1億8,172万2,000円を減じた956万9,747円を令和2年度に繰越すものでございます。当初予算に1,000円計上してございますので、補正額としましては956万9,000円となります。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を956万9,000円増額しまして、22節償還金利子及び割引料、過年度構成市負担金精算金としまして、令和元年度から繰越した剩余金を構成市に返還いたします。以上で令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第12号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） ご異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて令和2年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 杉山誠

署名議員 田中正男

署名議員 波多野靖明